

1958 年協定(※)の改正案の概要

※正式名称: 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

1. 協定の概要

自動車とその部品の安全性と環境レベルの向上や国際流通の円滑化を図るために、各国ごとに相違している自動車の安全性や環境技術の基準を世界的に調和させること及び相互承認の実施を目的として、昭和 33 年(1958 年)に、国連において採択された協定。我が国は平成 10 年に加盟。

2. 改正の主なポイント

(1) 国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)の創設

車両単位での認証の相互承認可能とすることにより、設計仕様の統一や部品の共通化を通じて、開発・認証・生産コストが低減し、自動車の安全・環境性能の向上が期待され、さらには我が国自動車メーカーの輸出競争力の強化等につながることを期待される。

(2) 旧基準に基づく認可証発効の許可(受入は各国の任意)、基準の制改定に係る投票手続きの改正(委任投票の許可、多数決規定の見直し)

新興国等のニーズに合わせた運用を可能とすることにより、新興国の協定加盟及び WP29 での活動への参加が促進され、1958 年協定が真に国際的なものとなることを期待される。

(3) 遵守規定の策定

認可証発行手続き等に関する既存のガイドラインの内容を遵守させることにより、1958 年協定に基づく認証の国際的な相互承認の信頼性を向上させ、1958 年協定が自動車基準調和における重要な国際枠組みで有り続けることが期待される。

3. 今後のスケジュール(予定)

平成 28 年 7 月中 : 本協定に基づく協定改正手続きの開始

平成 29 年 2 月 : 改正協定の採択

平成 29 年 5 月 : 改正協定の発効